NPO 法人 モンキーマジック (Monkey Magic) セーフガーディングポリシー (安全保護方針) のための行動規範

1.はじめに

この「行動規範」は、モンキーマジックのセーフガーディングポリシーに基づき、モンキーマジックが企画運営する事業や業務を実施する上で、スタッフが従うべき行動を示したものです。

2.一般規範

- 2-1 全ての人々へ敬意を持ち、公正に扱います。
- 2-2 年齢、性別、障害、宗教、文化的・社会的背景により差別し不利益をもたらす言動や行為は行いません。
- 2-3 危害、虐待、無視、搾取など参加者の安心・安全を損ねる言動や行為を決して認めません。また、それらの行為を許したり黙認したりしません。
- 2-4 被害を受けたなどの事案があった場合、報告窓口を予め示すなど、相談しやすい環境を作ります。また、訴えることが不利益になったり、不利益になると感じられたりすることのないよう努めます。
- 2-5 プライバシーを尊重し、個人情報保護と秘密の保持に努めます。

3.スタッフの行動規範

- 3-1 いかなる 18 歳未満の子どもや障害児とも性的な関係は持ちません。
- 3-2 子どもや障害児、危害を受ける可能性にさらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人に対して、性的虐待や搾取を行いません。
- 3-3 子どもや障害児、危害を受ける可能性にさらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人に対して、身体的、感情的、心理的虐待を行いません。また、看護放棄(ネグレクト)も行いません。
- 3-4 子どもや障害児、危害を受ける可能性にさらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人に対して、金銭、雇用、商品などと引き換えに性行為の強要を行いません。
- 3-5 子どもや障害児、危害を受ける可能性にさらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人と接する時は、可能な限り第3者と共に入られるよう留意します。

- 3-6 オンラインでの活動の場合でも、子どもや障害児、危害を受ける可能性に さらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人と接する時は、 可能な限り第3者と共に入られるよう留意します。
- 3-7 宿泊や車などでの移動を伴う事業の場合、子どもや障害児の保護者又は法的な保護責任者に事前に状況をよく説明し同意を得ます。また、危害を受ける可能性にさらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人に対しては可能な限り第3者と共に入られるよう留意します。
- 3-8 禁止薬物などの違法物質の所持、使用は行いません。

4.プライバシーの尊重

- 4-1 事業や業務を通じ取得した個人情報は、その事業や業務のためのみに使用し、個人的な目的での使用はしません。
- 4-2 事業や業務で取得した個人情報を廃棄する場合は、個人情報が漏洩しないよう最大限の配慮をし、取り扱います。
- 4-3 事業や業務で取得した画像、動画、音声などを SNS 含むモンキーマジック各広報のために活用する場合、予め本人または保護者の許可を得て行います。
- 4-4 問題解決を支援する目的であっても、当事者が認めない場合は個人情報を 使用しません。
- 4-5 事業や業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集は行いません。

5. 違反への対応

- 5-1 本規範に対する違反行為や疑わしき行為を認めた場合には速やかに定められた手続きにおいて担当者への報告を行います。
- 5-2 当該違反者に対する処罰等はモンキーマジック理事会において審議し決 定します。
- 5-3 担当者が然るべき対応を行わない、担当者が当該事案の当時者である場合などには、外部団体(スポーツ庁、各地域の福祉保健局、児童相談所、警察署など)へ報告することができます。

6.変更

6-1 この規範は、2年に1度改訂されるセーフガーディングポリシーに合わせ 見直され、モンキーマジック理事会の決議により変更することができます。

附則

この規範は、2021年8月10日から施行されます。